

地方分権一括法等に係る省令分類表

【別添資料4】

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準【省令第171号】

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	<p>【全サービス種別】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従業者の員数 ○管理者 <p>【日中系サービスのみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従たる事業者の従業者の員数 ○常時一人以上の職員が介護に従事 		<ul style="list-style-type: none"> ○残されているのは軽微な規定のみであり、改正することによる影響はほとんどない。 <p>【例】 準用規定、離島その他の特例</p>
設備基準	<p>【宿泊を伴う施設のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○居室又は病室に関する面積等 	<p>【GH・CHのみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入居定員 	<ul style="list-style-type: none"> ○居室及び定員以外に関する設備基準 <p>【例】 訓練・作業室、相談室、便所及び多目的室その他の運営に必要な設備を設けなければならない。(生活介護)</p>
運営基準	<p>【全サービス種別】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容及び手続きの説明及び同意 ○提供拒否の禁止 ○秘密保持 ○事故発生時の対応 <p>【個別】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同居家族に対するサービス提供の禁止 ○事業所の従業者以外からの介護の禁止 ○身体拘束の禁止 ○工賃の支払い 等 		<ul style="list-style-type: none"> ○受給資格の確認 ○利用者負担額の受領 ○居宅介護計画の作成 ○衛生管理 ○会計の区分 ○記録の管理 等

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準【省令第174号】

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者の資格要件 ○職員の配置の基準(従業者の員数) ○従たる事業所を設置する場合における特例 ○多機能型事業所に関する特例(職員の員数) 		<ul style="list-style-type: none"> ○従たる事業所を設置できる規定
設備基準	<p>【宿泊を伴う施設のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○居室又は病室に関する面積等 	<ul style="list-style-type: none"> ○規模(利用定員) 	<ul style="list-style-type: none"> ○居室及び定員以外に関する設備基準 <p>【例】 訓練・作業室、相談室、便所及び多目的室その他の運営に必要な設備を設けなければならない。(生活介護)</p>
運営基準	<p>[共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○常時一人以上の従業者の介護・訓練への従事○身体拘束等の禁止 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 <p>[個別]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用契約の締結 ○賃金又は工賃の支払 等 		<ul style="list-style-type: none"> ○非常災害対策 ○記録の整備 ○心身の状況等の把握 ○施設障害福祉サービス計画の作成 ○緊急時等の対応 ○勤務体制の確保 ○衛生管理 ○苦情解決 ○地域住民との連携 等

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準【省令第172号】

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業者の員数 ○従業者の員数に関する特例 ○ 複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数 ○従たる事業所を設置する場合における特例 		<ul style="list-style-type: none"> ○従たる事業所を設置できる規定
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居室の面積等 		<ul style="list-style-type: none"> ○居室以外に関する設備基準 <p>【例】訓練・作業室は訓練又は作業に支障がない広さを有すること。</p>
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○内容及び手続きの説明及び同意 ○提供拒否の禁止 ○常時一人以上の従業者の介護・訓練への従事 ○施設の従業者以外が介護・訓練を提供することの禁止 ○工賃の支払い ○入院期間中の居室の確保 ○管理者による管理 ○身体拘束の禁止 ○秘密保持 ○事故発生時の対応 		<ul style="list-style-type: none"> ○非常災害対策 ○記録の整備 ○施設障害福祉サービス計画の作成 ○衛生管理 ○健康管理 ○苦情解決 等

障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準【省令第177号】

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	○施設長の資格要件 ○職員の配置の基準(従業者の員数) ○複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数 ○従たる事業所を設置する場合における特例		○従たる事業所を設置できる規定
設備基準	○居室の面積等	○規模(利用定員)	○居室以外に関する設備基準 【例】訓練・作業室は訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
運営基準	○常時一人以上の従業者の介護・訓練への従事 ○施設の従業者以外が介護・訓練を提供することの禁止 ○内容及び手続きの説明及び同意 ○工賃の支払い ○入院期間中の居室の確保 ○身体拘束の禁止 ○秘密保持 ○事故発生時の対応		○非常災害対策 ○記録の整備 ○施設障害福祉サービス計画の作成 ○衛生管理 ○健康管理 ○苦情解決 等

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準【省令第175号】

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	○置くべき職員及びその員数 ○常時一人以上の職員が従事		○残されているのは軽微な規定のみであり、改正することによる影響はほとんどない。
設備基準		○規模(利用定員)	○創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 ○便所
運営基準	○生産活動に従事している者に対する工賃の支払 ○秘密保持 ○事故発生時の対応		○非常災害対策 ○記録の整備 ○生産活動の機会の提供における考慮 ○定員の遵守 ○衛生管理 ○苦情解決

障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準【省令第176号】

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	○管理者の資格要件		
設備基準	○居室の面積等	○規模(利用定員)	○居室及び定員以外に関する設備基準 【例】一の居室の定員は、原則として、一人とすること。
運営基準	○秘密保持 ○事故発生時の対応		○非常災害対策 ○記録の整備 ○定員の遵守 ○衛生管理 ○苦情解決

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準【省令第15号】

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	○従業者の員数 ○多機能型事業所における従業者の員数に関する特例		○従たる事業所を設置できる規定
設備基準	○指導訓練室及び遊戯室等の面積 ○設置すべき設備内容	○規模(利用定員)	○面積及び設置すべき設備以外に関する設備基準 【例】 指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。(児童発達支援事業所)
運営基準	○内容及び手続きの説明及び同意 ○提供拒否の禁止 ○常時一人以上の従業者の訓練への従事 ○身体拘束の禁止 ○虐待の禁止 ○懲戒に係る権限の濫用禁止 ○秘密保持 ○事故発生時の対応		○受給資格の確認 ○通所利用者負担額の受領 ○通所支援計画の作成 ○非常災害対策 ○衛生管理 ○協力医療機関 ○地域との連携等 ○会計の区分 ○記録の整備 等

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準【省令第16号】

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	○従業者の員数		
設備基準	○居室又は病室の面積等		○居室以外に関する設備基準 【例】 入所している障害児の年齢、適正等に応じた職業指導に必要な設備を設けなければならない。(主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設)
運営基準	○内容及び手続きの説明及び同意 ○提供拒否の禁止 ○常時一人以上の従業者の介護・訓練への従事 ○施設の従業者以外が介護・訓練を提供することの禁止 ○入院期間中の居室の確保 ○管理者による管理 ○身体拘束の禁止 ○虐待の禁止 ○懲戒に係る権限の濫用禁止 ○秘密保持 ○事故発生時の対応		○受給資格の確認 ○入所利用者負担額の受領 ○入所支援計画の作成 ○衛生管理 ○健康管理 ○会計の区分 ○記録の整備 等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準【省令第63号】

	従うべき基準とされている事項	標準とすべき基準とされている事項	参酌すべき基準とされている主な事項
人員基準	○従業者の員数及び資格要件		
設備基準	○居室、病室、指導訓練室、遊戯室及び調理室の面積等		○居室、病室、指導訓練室、遊戯室及び調理室以外に関する設備基準 【例】 職業指導に必要な設備を設けること。(主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設)
運営基準			○生活指導 ○児童と起居を共にする職員 ○保護者等との連絡 ○心理学的及び精神医学的診査 ○入所した児童に対する健康診断 等